

第3回日野町議会定例会会議録

平成26年6月25日(第4日)

開会 9時15分

散会 11時32分

1. 出席議員(13名)

1番	村島茂男	9番	西澤正治
2番	中西佳子	10番	東正幸
3番	齋藤光弘	11番	池元法子
5番	蒲生行正	12番	平山敏夫
6番	富田幸	13番	對中芳喜
7番	高橋涉	14番	杉浦和人
8番	小林宏		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(17名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長職務代理者	岡常夫	総務政策主監	沢田友男
教育次長		企画振興課長	古道清
総務課長	池内俊宏	住民課長	高橋正一
税務課長	増田昌一郎	介護支援課長	夏原英男
福祉課長	壁田文	商工観光課長	森口雄司
農林課長	高岡良三	上下水道課長	中井宣夫
建設計画課長	岸村義文	学校教育課長	望主昭久
生涯学習課長	福永豊		
会計管理者	川東昭男		

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主事	服部孝紀
--------	-----	-------	------

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議第 4 3 号から議第 4 6 号まで（日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか 3 件）および請願第 1 1 号から請願第 1 3 号まで（手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書ほか 2 件）について

[委員長報告・質疑・討論・採決]

- // 2 推薦第 1 号 日野町農業委員会委員の推薦について
- // 3 推薦第 2 号 日野町農業委員会委員の推薦について
- // 4 推薦第 3 号 日野町農業委員会委員の推薦について
- // 5 決議案第 2 号 「手話言語法」制定を求める意見書決議について
- // 6 決議案第 3 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書決議について
- // 7 議員派遣について
- // 8 委員会の閉会中の継続調査について

## 会議の概要

－開会 9時15分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。  
一同、礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷・配付のとおりであります。

日程第1 議第43号から議第46号まで（日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件）および請願第11号から請願第13号まで（手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書ほか2件）について一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 8番、小林 宏君。

**8番（小林 宏君）** 皆さん、おはようございます。それでは、平成26年第3回6月定例会の総務常任委員会の委員長報告をいたします。

去る6月18日午前8時55分より、第2委員会室において開催いたしました。出席者は委員全員と議長、執行側より町長をはじめ、関係職員の出席がありました。

町長の挨拶をいただき、続いて議長の挨拶をいただきました。

はじめに、委員長から本委員会に付託されました案件について、委員会の審査は案件ごとに行い、議案の説明については議員全員協議会において既に受けておりますので、直ちに質疑に入り、全案件の質疑終了後に一括に討論を行い、その後採決を行う旨諮り、承諾を得ました。

9時、議第43号、日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

委員より、今回の通達は、町が上乗せをするようにという趣旨か。また、階級は勤務年数の決まりがあるのか。総務課長より、今回の改訂は国の政令の改正によるもの、退職報償金は町の条例にて定めることになっています。上乗せは町の裁量であるので、従前から退職者の多い5年以上10年未満の勤務年数には1万円の上乗せをしていることから、今回も同様に上乗せをしています。階級は勤務年数と比例していない。昇給は消防団で決めていただいています。

委員より、階級の期間によって退職報償金の支給が変わるのか。総務課長より、退職時点での階級での退職金となる。一定のルールとなっている。

委員より、7年なら退職金額はいくらか。総務課長より、議案別表のとおり、団員で7年なら21万円、班長で7年なら21万4,000円となります。

委員より、危険が伴うため、当然災害補償はあると思いますが、けがが原因で退団ということはあるのか。総務課長より、消防団員は非常勤公務員として対応しており、訓練中であってもけが等に対しては対応しています。けがが原因で退団されたということはあまり聞いていないが、詳細は把握していません。

委員より、入団年齢は何歳くらいか。総務課長より、30歳代が多いのではないかと。地域によっては40歳代もあります。

委員より、条例の見直しの周期とかはあるのか。5万円になった背景は。近年の退団は5年から10年が多いと聞くが、1年から5年はどうか。総務課長より、定期的な改正ではない。今回の改正は東日本大震災での消防団の持つ役割の重要性が高まる中、団員の確保も難しくなっていることもあり、消防団の処遇改善を図るため、引き上げられたものです。引き上げ額が5万円の根拠は承知していませんが、最低でも20万以上になるとされたもの。1年から5年の退団は、平成26年3月の退団者数は16名、25年は10名、24年は10名であります。

委員より、今回の前の見直しはいつごろか。総務課長より、平成18年4月に改正されています。

委員より、団員4年プラス班長2年で退団したら5年以上の班長なので、21万4,000円となるのか。総務課長より、そのとおりです。

委員より、蓮花寺や湖南サンライズで行方不明者が出たときの捜索は、消防団が活躍してくれたが、警察の姿がなかった。警察が主にするものと考えますが、いかがか。総務課長より、行方不明者の捜索は消防団としての活動の一環であります。主は警察であると思うので、捜索については警察へお願いしていきたい。

委員より、これは当然警察の仕事ですと言って下さい。議長より、ジャンボジェットが御巣鷹山に墜落したときも、生存者の発見は消防団だった。地元をよくわかっているのは消防団である。どちらが先ということではないと思う。

委員より、警察がいなかったのを確認している。消防団はよく頑張っている。町長より、警察は事件性の有無で動かれるらしい。消防団の活動や消防署の活動もあわせて、警察への要望もしていきたい。

委員より、近隣の市町の年齢構成はどうなっているのか。また、県内の団長の年齢はどうか。総務課長より、日野町は団長の年齢は他の市町の団長よりは若く就任されていると思う。総務課参事より、年齢構成ですが、30歳から41歳の比率は、近江八幡市42パーセント、東近江市59パーセント、竜王町75パーセント、日野町86パーセント、滋賀県平均54パーセントであります。

9時38分、議第46号、財産の取得について（日野町消防団消防ポンプ車両）について質疑に入りました。

委員より、今回の車両の更新は15年とのことだが、他の車両についても15年を目

安とするのか。また、小型ポンプの更新はどうなっているのか。総務課長より、15年を1つの目安としており、他の車両についても消防団と協議しながら車両の状態を見て判断していきたい。小型動力ポンプの更新の目安については設定していない。

委員より、小型動力ポンプは消防団の要望によって購入するのか。総務課長より、小型消防ポンプの消防活動での役割を含め、検討していきたい。

委員より、消防車は、走行距離は1.5万キロだということだが、更新は水揚げポンプ圧の低下によるものと思われるが、部品だけの交換はできないのか。総務課長より、ポンプの性能、業者の修理や部品の関係などから、15年を目安としています。オーバーホールでの対応は東近江消防本部でもしていません。

委員より、町全体として小型動力ポンプが配置されているのなら、なぜ小型ポンプの搬送用軽トラックの購入はできないのか。総務課長より、軽トラックを配置すると団員にも負担となるので、消防団の幹部会で検討しています。

委員より、車や詰所のあるところとないところでは、団員の士気が違う。南比と西桜谷は、どうしても士気が上がらないところがあると思うので、装備をぜひ整えてやってほしい。総務課長より、国の補助で車両の購入等をしている時代には、南北比都佐で1台の基準であったこともあり、第3分団で1台、消防自動車を配備している。

委員より、地元負担をしてもいいので、ぜひ買ってやってほしい。議長より、入札差金を使って買ってはどうか。総務課長より、執行残金はあるが、現在のところは消防団として何も議論をしていただけない状況であり、まずは消防団で議論を深めていただくことが大切と思っています。

委員長より、消防団の幹部会とは。総務課長より、消防団長から分団長、副分団長までの幹部の会議です。定例的に会議を開き、消防団の運営や活動について議論をいただいています。

委員長より、今回の軽トラックの件も議題に上がっているのか。総務課長より、議題に上がっていないので、今度話をしようと考えています。

委員より、ポンプも地元で買っている。総務課長より、小型動力ポンプは各自治会単位で購入いただいている。豊田、中山、徳谷は町の補助金を利用いただいた。

委員より、南比のポンプは宝くじで買ったもの。町で対応してほしい。

議長より、地域の自治、公民館を単位としたまちづくりを進めるなら、当然配置されるべきなので、配置してほしい。委員より、今回の件は、地元消防団から要望があったもので、当然幹部会を通じて町に話があったものと思い、確認ができていなかったため、このような事態に発展していったもので、やや軽率であったと思っている。

10時17分、続いて各案一括で討論に入りました。討論は特になく、採決に入り、議第43号、日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件について一括採決し、全員賛成で可決、決定しました。

10時21分、町長の挨拶をいただき、暫時休憩に入りました。ここで執行部側は退席いただきました。

10時35分、再開。本委員会に付託のありました、請願第13号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書について、審査に入りました。

紹介議員より趣旨説明を受け、審議に入りました。

委員より、新聞やテレビを見ていると、7回目の与党会議があり、政府案が示されて、1つ1つの議論をされているという段階と聞いている。すぐに決定されるというものでもないし、国際的にどうだとか、そんなのが問題になってこれが出てきたと思う。この請願の文章を見て、政府の解釈改憲の態度、最高法規としての憲法のあり方を否定し、立憲主義を否定するものです。政府に憲法の内容を勝手に変える権限は一切ありませんとありますが、今、憲法を変えるという話をされていることではないので、集団的自衛権がどこまでなのか、詰める話をされている時期なので、もう少し政府与党間の協議を見守った方がよいと思う。

委員長より、近隣市町の動向について、甲良町では請願不採択となった、他町は請願なし、近江八幡市、東近江市は請願提出されているが未決であり、甲賀市は意見書が上程予定で賛否は未決というところ。これは、6月18日現在であります。

10時44分、討論に入りました。

反対討論。委員より、閣議決定は、今国会中は無理だと思う。今後、次期国会臨時議会で協議されると思う。安倍首相と公明党幹部の話し合いが決まっていない中で、これを出すのは時期尚早だと思う。どこまでが自衛権かというものも決まっていない。中身がわからない状況である。

賛成討論。委員より、請願に賛成の立場である。立憲主義ということが書かれているが、今までは憲法が最上位のものである。それを守ってきた中身は武力を行使しないとか戦争地域に行ってはならないということが明記されている。それが今回、この2つのことの歯どめを残そうということがなくて、現実性のないことが出されている気がする。自衛権の行使をし、戦争地域へ派兵もし、海外で戦争をする国づくりに変えてしまおうとするのは、憲法を置きながら中身を変えてしまうのは問題であり、反対、賛成いろいろあるが、戦争に導くような解釈改憲はやめてほしいというのは住民の声であるし、ぜひ今の時期に上げるべきである。

10時48分、討論を終了し、10時49分、採決に入りました。起立少数であり、請願は不採択と決しました。

委員長の責任において委員会報告を行う旨諮り、承諾を受けました。

10時50分、総務常任委員会を閉会しました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** ただいま、会議録署名議員が退席されましたので、暫時休憩します。

－休憩 9時40分－

－再開 9時41分－

**議長（杉浦和人君）** 再開します。

産業建設常任委員長 6番、富田 幸君。

**6番（富田 幸君）** それでは、平成26年第3回定例会産業建設常任委員会の委員長報告を行います。

去る6月18日、午後1時58分より第2委員会室において産業建設常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と杉浦議長、執行側より藤澤町長、平尾副町長および関係職員の出席のもと、町長および議長の挨拶を受け、本委員会に付託されました議第44号、工事請負契約について（公共下水道工事管路築造工事五月台6工区）ほか1件についてを議題に質疑に入りました。

委員より、大谷工業団地で400メートル、第2工業団地で1,500メートルが残っている。どこの企業が残っているのか。負担金はもらえないのか。来年、舗装が終わると次は雨水幹線になり、農村下水との接続になってくる。一般質問でも出ていたが教えてほしい。答弁として、大谷工業団地については、東洋建設工機のところがあります。第2工業団地では詳細な資料は持っていないが、佐川印刷から南側のところ1,200メートルほどであります。北側では白銅の方へ道路の部分に布設しなければならない状況です。奥之池側から造成地の南側が施工できていないので、その部分になります。

雨水計画については一般質問で説明しましたように、今年度と来年度で污水が一段落するので、今年度、建設計画課等関係機関を含めて内部協議を進めていきたい。27年度に雨水計画が当初の計画から見直しできていないので、そのことに取りかかり、28年度より雨水計画に取りかかっている。第2工業団地の企業からの相談により、污水の管路工事と絡み合わせていかなければならない状況です。

農村下水道につきましては、もともとの農建協定があり、30年という当初からの縛りがありましたが、そのことからすると最初にできた南比都佐地区については、元年に供用開始していますので、それが過ぎるのが平成30年ということで、それまでに方針を出していきたいと思っています。現在、農村下水の維持管理費の軽減策に取り組んでいますので、基本的には、そのまま農村下水道で維持管理をしていきたいと考えております。

委員より、企業協議会できちっと言って、商工観光課からも指導してもらわなければならないと思う。佐川印刷はなぜされないのか。それでも商工観光課を通じて指導し、供用開始していないので負担金がもらえないという、そんな話はないので、きちっとやってもらいたい。答弁として、内部でもきちっと話をしながら商工観光課にもお願いし、供用開始していただくよう詰めていきたいと思えます。

当初、工業団地の各企業を回る中で、いろいろと話をさせていただきました。申し込みがない業者につきましては、合併浄化槽を設置され、高度化処理をされていることから、そこに費用をかけておられ、耐用年数もあり、その辺の状況も踏まえて、平米380円という受益者負担金と比較され、企業として考えられている状況であろうと思えます。

委員より、五月台6工区の現場を見ていただきたいとお願いしたい。図面の鎌掛西大路線に抜ける道路のL字部分で排水路が下がり土砂がたまって、排水があふれる状態がある。建設課関係となるが、工事の際に排水路のかさ上げとか下水の舗装工事をされるときに検討してもらってはどうか。答弁として、日野小学校の学校林のところは、五月台の区長とも立ち会いをさせてもらって対応ができるか判断をさせていただきます。

委員より、この工期は来年1月20日ということだが、供用開始はいつを予定しているのか。団地の奥になるが区画の不在地主はどのくらいなのか。また、現在住まれている戸数は何戸か。答弁として、供用開始につきましては、1月20日の完了を目指して、2月1日にしていきたいと考えている。この6工区は104戸の升を設置する予定です。この104戸は、空き地も含めての設置の数で、受益者負担金の通知を送って確認したものです。現在30戸が居住され、空き家が3戸です。

ほかに質疑なく、次に議第45号、財産の取得について（大谷公園グラウンドゴルフ場用地）を議題として質疑を行いました。

はじめに、建設計画課長より、齋藤委員からご指摘のあった位置関係がわかる図面をということで、図面の用意をしていただきました。

委員より、公認コースの基準はどういう基準か。また、駐車場からの距離がある。近くに駐車場を作る予定はないのか。答弁として、公認コースの条件が10項目ございます。1、16カ条のルールでプレーができるコース、2、グラウンドゴルフの専用コース、3、標準コースが15メートル、25メートル、30メートル、50メートルのコースが各2コースとれ、協会認定のゴールポストおよびスタートマットがコース数常備されている、4、8ホールを単位とし、コース表示はナンバー1から8とし、2コース以上設置の場合、通し番号としない、5、安全に配慮されている、6、各ホールともホールインワンが可能であること、7、コースは芝、人工芝、砂いづれも可能である、8、同じ距離のホールが連続しないこと、9、利用者に制限がない



こと、10、名称にグラウンドゴルフを入れること、以上が公認の条件となっています。

駐車場については、現在の駐車場は遠いのですが、現在のところを利用していただきたいと考えております。今年度、体育館前の石張りが高齢者にも歩きづらい面があり、工事の中で整備をし、利用しやすくと考えているところであります。

委員より、コースの長さの規定はあるが、幅はないのですか。9番の利用者の制限はないのは障がい者が余計に行きにくい。そして、プールへの道を利用して特別な対策はとれないのか。答弁として、コースの幅については制限がございません。ただ、ホールの最終とスタート地点が半径5メートルでダブらないということのを考慮に入れたコース設定の判断をしている。通路は、体育館前からテニスコートへ行くところは、トイレのところまで舗装をしております。そこを使っているのが現状です。コースへ行く専用通路は考えておりません。

また、利用者の制限については、市内の在住者、ホテル、施設利用者など制限がないという条件です。

議長より、契約の相手方は、相続が整って現実に完了するのか。その点はどうなのか。答弁として、1名は相続が必要ですが、相続人の印鑑も含めていただいている。登記上での手続きができていないということです。放棄される方、相続される方をきちとした中で行っています。

議長より、それは専門の方が確認されているのか。答弁として、登記業務は嘱託登記が町でできますので、一定の相続の調査を行って相続人を確認し、相続人に話をした中で、権利放棄も含めてきちとした書類を整えた中で相続をとということがあります。

委員より、公認コースとなって大会とかイベントが多くなると思う。運動シーズンで会場が混雑し、駐車場の機能が果たせるのか。答弁として、現在の第1、第2駐車場は、一定の大きな大会には制限をしています。例えば、野球大会とグラウンドゴルフの大会がダブらないよう、どちらの大会を優先するかなど制限をした中で調整をしています。今後もそのように行っていきたい。

委員より、駐車場が満杯の場合、対応できるのか。答弁として、今までの利用体系でいけております。公認コースということでもどれだけの利用者があるかもちょっとわかりません。そのような場合、周辺の土地を借りることも可能かと考えております。

委員より、7月にグラウンドゴルフ場を閉鎖し拡張工事に入り、芝張りはどのくらいの時期を考えているのか。養生期間もあり、来年6月に供用開設予定となっている。付帯設備は何か考えているのか。

拡張造成工事の中にまさ土入れ、暗渠排水があるのか。養生期間における管理体

制はどうされる予定か伺う。答弁として、工期は8月に利用をとめ、造成工事と芝工事の2期に分け、造成工事の中でスプリンクラー設置と周辺フェンス、構造物で入り口の橋、管理上の橋を考えています。

造成工事は7月中に臨時議会での工事請負の承認をお願いし、8月に着手し、11月の末から12月中頃に終え、芝の工事を年内に完了したいと考えている。そして、1月から5月までを芝の管理養生の期間とし、6月からの供用開始と考えている。その後の管理は、芝の専門業者に委託も考えながら管理をしていきたい。

委員より、造成工事の中には、使用者のケースなどを保管する場所を考えているのか。答弁として、現在のところを利用していただくこととしております。状況が変わるようなことがあるなら考えたい。今のところ現在の利用体系です。

委員より、芝は専門業者に委託するのが正しいと思う。おくらすと霜の問題が出てきます。暗渠排水はやるのですよね。答弁として、部分的に必要な箇所については暗渠排水をやっていききたい。

委員より、平地になると山土の場合、排水が阻害された芝は水がたまり、夏場では温水となるので、その点を見てほしい。また、年間の維持管理はどれくらい見込んでいるのか。答弁として、正確な額は現在把握していません。現在やっていた管理は、大谷公園全体の一部で芝管理をやっていたいただいております。今後の管理状況をどのようにするか決めていないが、検討を重ねてやっていききたいと思っております。

委員より、いつごろに維持管理費がどのくらいかわかるのか。答弁として、11月ごろには、ある程度の試算はしていかなければならない。そういう中で、27年度の管理費を出していききたいと思っております。

委員より、造成工事の際に重機はどこから入れるのか。また、グラウンドゴルフ場ができてからの入り口が1ヵ所でいいのかと思うが。答弁として、工事用重機の搬入は、大型の重機は大谷の寺側から入れさせていただく。入り口については、現在の橋は残して、その横に管理用の橋をもう1ヵ所設け、2ヵ所の橋を計画している。

委員より、管理用の橋は現在の橋より幅は広がるのか。答弁として、芝刈り機を入れていきますので現在の橋より広くなります。

委員より、これだけの投資をするが、今後の使用料は1回100円ですか。答弁として、使用料は、現在個人の使用で4時間当たり100円、町外の方は200円。周辺の利用体系を調査して、料金の見直しはしていきたいと考えております。

委員より、芝の管理でサッチが相当量出ます。サッチ処理はどう考えているのか。答弁として、現在は委託業者が処理をしております。今後についてもかなりの量になるので、委託を含めて検討をしていきたい。

議長より、技術的なことになるが、既設のコースの上流と下流とで約6メートルの高低差がある。台風時期になって土砂をめぐるということになれば、当然沈殿槽、放流先で調整池をつくって水を放流していかなければ、砂がかなり末端まで流れることになったら、撤収費用だけでもかなりかかることになる。対策は考慮の中に入っているのか。民間なら開発の段階で雨量計算をし、放流される川の機能が対応できるかというチェックがされる。その辺は設計段階でチェックが設計業者なりにされているのか気になる。答弁として、排水は準用河川の大谷川へ必然的に流れます。現在の大谷川はかなり流量的に余裕のある準用河川です。ただ、下流の出雲川はかなり厳しいと思います。そして、開発行為ではないので、下流の出雲川までの計算は必要ありません。現在の大谷川については、十分排水されると思っております。工事中の排水対策につきましては、設計でも計上し、業者が決まった段階で工事業者との協議の中でも指導の必要があると思っております。

議長より、泥水は流れないように沈殿槽などですると思いますが、下流にも流れないよう分離して水を流せるという状況を、魚がいるので汚すなど、そういうところまで及ばないように注意していただきたい。

以上で質疑を終了し、討論に入りました。

討論なく、採決に入り、全員起立により、当委員会に付託されました議第44号、工事請負契約について（公共下水道工事管路築造工事五月台6工区）ほか1件は原案のとおり可決するものと決しました。

以上で提出議案のうち、本委員会に付託のありました案件の審査を終わり、午後2時58分、町長の挨拶をいただき、委員会を閉会いたしました。

これで産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、厚生常任委員長 7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** それでは、平成26年第3回定例会の厚生常任委員会の委員長報告をいたします。

去る6月19日午前9時より4階委員会室におきまして、議会より委員全員、執行側より藤澤町長、平尾副町長、沢田総務政策主監、壁田福祉課長、森島福祉課主査の出席をいただき、委員会を開会いたしました。

まず、町長の挨拶をいただき、会議に入りました。

冒頭、福祉課長より本会議での蒲生議員および對中議員の質問に対して、説明を行いたい旨の申し出があり、許可を出し、説明がなされたところでございます。

当委員会に付託されました案件は、請願2件でありましたので、町長をはじめ執行部の退席をいただきました。

引き続き会議を進め、付託案件の1件、請願第11号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたしました。請願の審査にあたって、壁田福

祉課長、森島福祉課主査の出席をいただいたところでございます。

まず、請願書の紹介議員、富田議員、齋藤議員、中西議員を代表して、齋藤議員より請願書ならびに資料に基づき趣旨説明がなされました。説明後、直ちに質疑に入りました。

委員より、日野町で当局が把握されている該当者は何人か。また、自治体の中で、ボランティアで手話を習得されておられる方はあるのか。福祉課より、平成26年5月19日現在で、聴覚・平衡機能障がいの手帳所持者は59人、音声・言語・そしゃく機能障がいの手帳所持者は11人である。手話が必要な方で、手話通訳者派遣事業を利用されている方は、多く利用されている方がおおむね3人となっている。聴覚障がい者ではないが、視覚障がい者に対するボランティアグループでは、「声の広報」事業として、「広報ひの」を朗読してカセットテープに録音する事業を「朗読ボランティアグループ風の声」さん、またそのカセットテープを「ボランティアグループあいあい」さんに配付していただいているところであります。

手話のボランティアとして手話協会に登録されている講師は1人おられますが、直接出かけて行って手話をされる方は現在ではおられない。

委員より、町の職員の中で、手話の習得状況はどうか。町職員で、窓口に来られた住民の方に対応できる手話を習得した職員も必要だと思うが。福祉課より、職員で一、二名、手話のサークル等で学習に取り組んでいると聞いている。

委員より、窓口で住民の方に手話で対応できる職員はいないということか。福祉課より、手話が少しできる職員が1人いる。

委員より、手話ができないとなれば、そのような方が窓口に来られた際、筆談をするのか。福祉課より、町役場の窓口には、事前に曜日を指定し、定期的に近江八幡市社会福祉協議会から福祉課の窓口到手話通訳者の派遣を受けている。窓口以外、例えば、病院の受診やPTA総会等で手話通訳が必要な方には、事前に申し込みを受け、手話通訳者を現地に派遣をしている。ただし、突発的に窓口に来庁された場合は、筆談や口元の動きを読み取ってコミュニケーションを図っている。

委員より、手話を言語とすることは当然必要なことと思うし、採択されるべきと考える。しかし、採択される以上、突発的に窓口に来られた際にも対応できるように、行政の役割として、福祉の施策として盛り上げるべきで、議会も町職員も手話を勉強すべきと考える。温かい行政を福祉課から率先して実施していくべきと思うので、行政の中でも取り組んでいただくことを期待する。福祉課より、手話の講習会を東近江市、日野町、竜王町の共催で実施をしている。来年度の講習会には職員も受講しようという動き、雰囲気は出ている。

委員より、手話ができるようになるには、毎週学んでも約半年ぐらいかかるのではないか。職員だけでなく、興味のある町民の方にも手話を学んでいただけるよう

に呼びかけていただければと思う。福祉課より、手話講習の対象者は全住民です。昨年度の受講者人数は、東近江市で20人程度、竜王町で5人程度、日野町1人の受講者で、町民の方にも関心を持ってもらっていると考えている。講習は、期間として半年であるため、受講を続けることはなかなか難しく、受講者が多くいないのが現状である。

委員より、「あいうえお」の手話の文字表だけでも張っておくと、片言でもコミュニケーションができ、よいのではないか。福祉課より、福祉課のカウンターには指文字は張ってある。

委員より、受付にも張っておくとよいと思う。福祉課より、福祉課のみであるので、他の受付にも設置が必要かと思う。

委員より、昔は障がい者の方を教える聾学校があったと思うが、それは彦根か。福祉課より、滋賀県立聾話学校が栗東市にある。

委員より、長い間手話を禁止されていると書かれているが、学校で手話が禁止されていたというのは随分前のことなのか。福祉課より、現在、手話が禁止されていることはないが、過去には、学校を含めて日本全体がなるべく手話以外でコミュニケーションを図ろうという気運があり、手話がクローズアップされていなかった時期があると聞き及んでいる。現在においては、手話の役割がクローズアップされており、国としても地域住民が円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳については市町村で積極的に取り組むようにということで、地域生活支援事業に位置づけされているところでもあります。

以上で審議は終わり、討論なく、採決に入り、9時33分、全員起立賛成のもとに手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について、採択するものと決しました。

続いて、意見書案が提案者から配付され、確認をいただきました。全員とも異論なく、請願書が全員賛成であることから、委員長名で意見書を議長に提出することで、請願第11号の案件審議を終了いたしました。

次に、請願第12号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書を議題といたしました。

紹介議員の蒲生議員、池元議員を代表して、池元議員より趣旨説明がなされました。趣旨説明後、9時37分に質疑に入りました。

委員より、日野町で肝炎患者は何人なのか。福祉課より、東近江保健所に確認したところ、事業の助成を受けておられるのは現在31名である。

委員より、今回の請願は、訴訟の弁護団からの要請に基づくものであるという意味で特殊なものであると思う。訴訟に町議会が賛同しているという意見書決議とならないか心配をしている。訴訟を有利に進めるため、町議会が支援することになら

ないか。紹介議員より、訴訟に手をかすという想定はしていない。

委員より、弁護士が行っている訴訟に地方自治体を巻き込むことにならないか確認をしておく。紹介議員より、民主党で元衆議院議員の福田さんなども中心になって取り組んでおられる。6月の国会に向けての請願で、滋賀県選出の武藤議員、林議員、上野議員からも了解を得ていると聞いているところです。

委員より、大津の弁護士から議会事務局に文書で送られてきた。通常、文書で送られてきたものに対しては、要望として取り扱っている。本来の請願の趣旨を明確にするためには、31人の患者さんのための紹介議員として取り扱う方がよいのではないか。今後に懸念を残すので、十分に精査をしておく必要がある。紹介議員より、中身的には日野町にも該当者がおられ、困っておられるので反対する理由はない。

ほかに質疑なく、以上で質疑も終わり、討論なく、採決に入り、採決の結果、全員賛成で請願第12号の請願書を採択するものと決しました。

続いて、提案者より意見書案が配付され、内容の確認をいただきましたが、異論がなく、請願書が全員賛成でありましたので、委員長名で意見書を議長へ提出することになりました。

午前10時、当委員会に付託されました案件は、全て終了いたしました。

ここで休憩をとり、午前10時16分、夏原介護支援課長、中野介護支援課参事、福田介護支援課主任に出席をいただき、介護保険制度改正についての調査研究を行いました。

なお、1名の委員の方が所用のため、欠席となりました。

まず、介護支援課より、介護保険制度改正案について、資料に基づき、改正案の概要、日野町の被保険者数、認定者数、要認定率の推移、給付等の推移の説明を受けました。

今回の保険制度改正のポイントは、以上5つぐらいに上げられるんじゃないかなどというふうに思います。1番として、所得が低い高齢者の保険料軽減を拡充すること。2番目に特別養護老人ホームへの新規入居を原則要介護3以上に限る。3点目として、要支援の通所・訪問介護サービスを市、町、村に移す。4番目、一定の所得のある人の自己負担割合を1割から2割に上げる。5番目、施設入居者向けの食費、部屋代補助が縮小となっている。利用者、家族の方の痛みや負担が増大すること、また、サービスの地域間格差が予測されることから、委員会では活発な意見交換がなされました。しかし、まだ不明確な部分もあることから、情報の収集に努め、課題の整理と着手に向けた取り組みを実施する認識を確認する勉強会ともなった次第です。

11時40分、調査研究を終了し、厚生常任委員会を終了いたしました。なお、今回の当委員会実施におきまして、介護支援課、福祉課の皆様には資料の作成等協力を

いただきましたことにお礼を申し上げ、厚生常任委員会委員長報告といたします。

**議長（杉浦和人君）** 続いて、諸般の報告を行います。

学校給食問題検討特別委員長 2番、中西佳子君。

**2番（中西佳子君）** 平成26年第3回定例会学校給食問題検討特別委員会委員長報告をさせていただきます。

去る6月19日午後1時55分より第2委員会室において、委員全員と執行側より藤澤町長、岡教育長職務代理人、望主学校教育課長の出席のもと、開催いたしました。なお、議長は所用のため欠席されました。町長より挨拶をいただき、執行側より桜谷小学校給食施設、給排気における対応経過について報告を受け、質疑、意見交換に入りました。

委員より、最終的な原因は何か。そういった環境にあるのは桜谷小学校だけか。また、そのような状況にあることはどうしてわかったのかとの質問があり、考えられる要因としては、吸気の吸込口の方向が裏山に向いているため、土ぼこりや花粉が強風の日に入ったものと思われる。吸込口に下向きのフードを取りつけ、フィルターをかえたため問題は解消したと考えている。中学校も同じシステムだが、平地で樹木もない。他の小学校は換気だけで、吸気はしていない。調理員は調理に入る前に調理台などを掃除をするときに土ぼこりなどがわかり、連絡があったとの答弁がありました。

次に執行側より、日野町立小中学校における給食の現状と日野町小学校の児童数と今後の推移予測の説明を受けました。

委員より、必佐小学校の燃料費が突出していて、日野小学校の倍、規模からいっても日野小学校の方が多はずなのに、なぜこのような数字になるのかとの質問があり、数字の確認と現場の確認を昨年後半からしており、旧式のボイラー等のため、効率が悪いと考えている。日野小学校の倍になっており、無駄にならないよう改修を行いたいとの答弁がありました。

また、委員より、中学校給食が始まり、地産地消はどう反映されたのか。また、地産地消の拡大に向けて生産者に対する取り組みはどうかとの質問に、中学校給食は最初のころは一部残食が出ましたが、先生方の協力と食育の推進で、子ども達が給食にありがたみを感じてくれたことと、クラスごとの食事量がわかってきたことで、それに合わせて給食の提供ができるようになった。食材の調達には町内の商店さんを中心に入札のような形で金額を入れていただき、安価な金額の方を指名させていただき、2ヵ月ほどたてばもう一度入札ですが、地場産を入れていただくところは金額が少々高くても優先している。なお、農業委員会さんや有志の方が玉ねぎやキャベツを生産していただいたので、本年度からキャベツを材料に使うとか玉ねぎを収穫いただくとか、徐々に旬の食材を地元産で入れるよう努力しているとの答弁

がありました。

委員より、ランチルームの活用で、昨年度は3月に1度使われたが、無駄にならないよう有効に活用してほしい。今年度の計画を聞きたい。また、田舎体験で日野に来て畑などしているのに、なぜ日野の中学生にはしないのかとの質問があり、ランチルームについては1学期は1年生がクラスごとに食育の授業と給食をいただき、2年生、3年生も食育の授業で活用している。農業体験については、日野の子どもにも田舎体験的なことができないのかとの学校の思いもあり、今後実現できればありがたい。貴重なご意見として学校へ伝えたいとの答弁がありました。

委員より、中学校に栄養士、日野小学校に栄養教諭がおられるが、他の学校へ回られるなどの動きはどうか。また、中学校への視察状況はどの質問があり、それぞれ各小学校と中学校の調理員とともに献立の検討、また、物資選定委員会での食材への議論、栄養教諭は各小・中学校の食育の指導に当たっている。視察は調理をスタートしてからは、七、八件でDVDを作成し、食育を含めて下処理から調理、食事に至るまでの流れを紹介し、説明を行っているとの答弁がありました。

委員より、日野小学校を新基準で改築すれば、どれぐらいの面積が必要となるのか。また、異物混入など食材チェックはどうしているのかとの質問があり、日野小学校を新基準とする場合、100平米程度の増築とし、合計300平米程度でいけると考えている。新築の場合は回転釜や炊飯器の配置場所の工夫次第ではもう少し少ない面積でいけると考える。異物混入については、現状は調理員の目視に頼っているとの答弁があり、委員より、中学校で米飯給食の提供が始まったが、地産地消の面からも小学校にも広げられないのかとの質問があり、小学校での米飯給食の提供は今後進めていきたいと考えているが、今後、各小学校の改修となれば、炊飯器の導入をする中で可能となるとの答弁がありました。

また、委員より、中学校の給食費の収納状況はどうかとの質問に、銀行からの口座振替にしており、2件3人が一部未納となっている。幼稚園、小学校、中学校全部まとめて平成25年度の未納額は24万1,300円ですとの答弁がありました。

委員より、食べ残しについて、他府県でも牛乳の残が多いということで、やめる動きがあるように聞きますが、例えばコーヒーマルクにできるようなものなどのときは減るようです。町内の状況はどうかとの質問に対し、食べ残しは、小学校、中学校とも生ごみ処理機で処理できる量です。牛乳の残について、コーヒーマルクなど味つけをすることも献立の中で一部話題に上がっていると聞きますが、食育の中で議論を引き続きされると思う。牛乳をやめていく学校が全国に何ヵ所かありますが、滋賀県では学校給食会からも動きは聞いていないとの答弁がありました。

ほかに質疑、意見なく、閉会にあたり町長より挨拶をいただき、午後2時57分に終了いたしました。



以上で、学校給食問題検討特別委員会委員長報告を終わらせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、企業誘致・幹線道路整備特別委員長 1 番、村島茂男君。

**1 番（村島茂男君）** それでは、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月20日午前9時より第2委員会室において企業誘致・幹線道路整備特別委員会を開催、出席者は委員全員と、執行側より藤澤町長をはじめ、担当課職員の出席のもと、町長、議長の挨拶を受け、引き続き商工観光課参事、建設計画課参事の説明を受け、直ちに意見交換に入りました。

議長より、第2工業団地にて大日製罐が土地の締結をされ、造成工事をされていますが、法尻あたりに防災道路がありましたが、撤去されています。それによって、開発申請の訂正はされていますか。答弁として、第2工業団地造成時に既に開発申請されていますが、今回の申請はありません。

議長より、建築確認申請において、現地において形状変更されていますので開発申請の変更が必要になると思うので、企業への指導をお願いします。

委員より、工業団地の残り区画は幾つあるのですか。また、最近の進出状況はどうですか。答弁として、残り1,000坪と1,100坪の2区画です。進出状況は、食品関係等で問い合わせがありましたが、成立には至っていません。企業は、他の場所と比べ、面積や立地条件が優位でないと成立しません。

委員より、今後の対応はどうですか。答弁として、県と連絡し、誘致に努めます。

委員より、企業に対して積極性も必要です。

他の委員より、内池バイパスの状況はどうですか。また、寺尻工業団地の状況はどうですか。答弁として、県道泉日野線から町道内池水口線まで980メートルは設計済みです。農業送水管が埋設されていることから、現在協議を進めています。寺尻工業団地は4区画あり、2区画は福地製薬と東洋化学が操業されており、残り2区画は東洋化学と太盛工業が所有していますが、売却予定はありませんので紹介もしていません。

委員より、送水管の協議は町もかかわっているのですか。答弁として、送水管は3本あり、関係する農林水産省、滋賀県、団体営と協議をする場を設定させていただきました。事業主体は滋賀県のため、県との協議となりますが、先日の23日に協議を行いました。今後は申請書の提出をしていただくこととなりますが、現在では計画どおりに進めていただいております。

議長より、道路の要望、陳情を本日の午後も予定されていますが、町長の同行はないようですが町長の同行も調整されたのですか。答弁として、今回の東近江土木事務所への要望は担当課で行きますので調整していません。県庁や知事への要望については、要望内容により同行をお願いしています。

委員より、町道西大路鎌掛線の最近の状況はどうか。答弁として、西大路地先の住宅移転について、当事者に代替地の提案をさせていただいています。現在、当事者からの連絡待ちです。

委員より、国道307号線において、ここ1年でも交通量が多くなり渋滞もしています。改良工事の状況はどうか。答弁として、国道307号改良促進協議会で、日野町の要望として、別所から水口間の歩道整備と日野町日田地先から東近江市までの都市計画道路の早期整備の要望をしています。また全体では、信楽から京都間の改良工事や彦根バイパスがありますが、用地問題がスムーズに進んでいない状況です。

委員より、交通渋滞で通勤時間が延びる弊害が、人口減少の原因にもなりかねますので、早期の解決をお願いします。

委員より、旧別所橋の路面工事はいつですか。現在、段差がある状態です。答弁として、旧別所橋の橋梁修繕工事は2ヵ年の工事であり、今年度において路面工の工事をし、修繕工事の完成となります。

副委員長より、ナフコの出店状況はどうか。答弁として、昨年8月に地域説明会をされたが、以後の動きはありません。

副委員長より、ナフコの用地で草刈りをされていたのですが。答弁として、開発行為に伴う草刈りと思われまます。

委員より、道路の草刈り予定はどうか。答弁として、国道、県道は7月に契約されます。町においても幹線道路から準備しています。シルバー人材センターの活用も考えています。

委員長より、この前、幹線道路の件で国工省へ陳情に行かせていただいた中、地域の協力が必然、大事との話があり、また、知事や県議会議員の後押しも必要とのことでありました。日野町では県議会議員のつながりはどのようにされているのか。答弁として、促進協議会等の県などへの要望は同行をいただいています。本日、午後からの県道西明寺安部居線の東近江土木事務所への要望につきましても、同行をしていただきます。滋賀県道路整備アクションプログラムの計画に計上されている事業につきましても、現在では計画どおりに進めていただいています。

以上で、意見交換を打ち切り、9時50分、町長の閉会の挨拶をいただき、委員会を閉会いたしました。

なお、先ほど、建設計画課長より特別委員会での意見に対する回答を受けましたので、ここで報告します。

第2工業団地の大日製罐の現在の造成工事については、都市計画法29条による開発許可が必要であると滋賀県が判断いたしました。よって、企業に対し、滋賀県より指導をするとの回答を得ています。今後は県との連携強化に努めます。

以上をもちまして、企業誘致・幹線道路整備特別委員会の委員長報告といたします。

す。

**議長（杉浦和人君）** 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時45分から再開いたします。

－休憩 10時29分－

－再開 10時47分－

**議長（杉浦和人君）** それでは、再開いたします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

3番、齋藤光弘君。

**3番（齋藤光弘君）** 私は、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書について、賛成する立場で、そして、総務常任委員長報告の不採択に反対する立場で討論を行います。

日本が武力攻撃を受けていなくても、海外でアメリカに追随して戦争ができる国となる集団的自衛権を行使するために、解釈改憲を行おうとしている安倍首相の暴走ぶりに国民は困惑し、この国の行く末に大きな不安を感じています。これまでの自民党政権は憲法9条のもとで、武力行使の目的を持った部隊の派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加は許されないという憲法解釈をしてきました。

しかしながら、現在政府はこの政府解釈を変更して、集団的自衛権の行使を容認しようとする方針を打ち出しています。憲法解釈を変更して、閣議決定を強行しようとしています。国民の大きな反対の声を踏みにじり、国会審議も不十分な中、憲法改正の手續も踏まず、解釈改憲で閣議決定して、戦争する国に変えてしまうことなど、決して許されません。日本国憲法第9条は第1項で戦争と武力の行使、武力による威嚇全てを放棄し、第2項で戦力の不保持、交戦権の否認をうたっています。いわば、全ての戦争を否定する徹底した平和主義に立っているものであります。憲法9条のもとにおいて、許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解されており、集団的自衛権を行

使用することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。容認しようとする解釈改憲は日本国領土に対する武力攻撃に対しての改憲を主張されているのではなく、アメリカが行う戦争に対して直接の協力を可能にするために解釈改憲をしようとするものです。このことを勘違いしないでいただきたいと思います。

我が国は憲法に基づいて、国政が行われる立憲国家であります。憲法とは私たち国民の権利や自由を守るため、国家権力に規制をかけるもので、国家はその憲法にのっとって政治権力が行使される立憲主義をとっています。ところが今、安倍政権は解釈で憲法を変えようとしています。憲法を順守しなければならない政府自身が勝手に解釈を変えることは、立憲主義を否定することであり、立憲国家としての根本を揺るがすことになります。決して許されることではないと考えます。安倍自民党政権はなぜこのようにしてまで、集団的自衛権の行使をできるようにしようとしているのでしょうか。

東西冷戦崩壊以降、アメリカは世界の警察として、世界支配に乗り出しました。アメリカの指導する戦争はアメリカの権益を守るための戦争であり、アフガニスタンであり、イラクでの戦争であります。そして、その権益からの利益にあずかろうとする財界の思惑があります。グローバル化した自国企業の安全確保と石油などの天然資源を奪うためであります。少なからずその恩恵を受けてきたのが、日本の財界です。ここにアメリカによる、日本の安保ただ乗り論という不満が噴出しているのです。しかし、依然として日本の大企業の財界は海外に進出しようとしています。そこで政府は、アメリカが世界に展開する戦争に積極的に日本の自衛隊を参戦させたいということになるのです。アメリカから安保ただ乗り論が出ている中で、日本の財界も少しでもアメリカに貢献し、また、自国の財界の海外進出の安全確保のために、自衛隊の海外での展開を望んでいるのであります。このようなことから、安倍自民党政権は集団的自衛権を強行に行使しようとしているのであります。安倍首相は国民の生命と財産をより確かに守ることにつなげたいと言われていますが、アメリカと財界のために戦闘地域へ日本国軍を派遣し、アメリカ兵のかわりに日本兵が戦争に行ってくださいということなんです。これは、家族のために戦争に行くということではありません。アメリカと財界のために戦争に行くということです。よく日本が周辺諸国に侵略されたらどうするんだと言われてますが、これは集団的自衛権ではなく、個別的自衛権の話であります。また、抑止力になると言われますが、戦闘地域への日本兵の派遣により、日本も敵国とみなされ、日本国領土に武力攻撃される可能性は大きくなります。

日本弁護士連合会は集団的自衛権の行使容認に反対する決議をされています。また、滋賀県では湖南市議会と守山市議会が3月議会に集団的自衛権行使を容認する

解釈改憲を行わないことを求める意見書を可決されています。また、大津市議会は6月議会で集団的自衛権行使の安易な容認を行わないことを求める意見書が可決されています。また、米原市議会は6月23日、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書を可決されています。これらの議会こそが、住民の立場に立った議会であると評価されるものであります。政府がやろうとしていることが、民意でなく危ない、間違った方向であるならば、地方は国に対して意見するべきであります。政府と同じ方向を向かないといけないということではないということをお願いしたいと思います。

また、6月23日の京都新聞の全国電話世論調査によりますと、集団的自衛権の行使容認への反対は55.4パーセントで、半数を超えています。憲法改正でなく、解釈変更によって行使を認める考えに反対するとの回答は57.7パーセントであり、賛成は29.6パーセントであります。行使を一度容認すれば容認の範囲が広がると懸念する回答は62.1パーセントに上がっています。1面トップ記事にありました。集団的自衛権の目的は紛れもなく海外での戦争です。先の大戦での尊い命や財産や国土を奪った忌まわしい戦争を絶対に忘れてはならないと憲法に定められたのが憲法9条であります。戦争は始まってからではとめられません。そのために住民の代表として、日野町議会から国に対して意見書を上げることが、今必要です。7月の第1週にも憲法解釈変更を閣議決定する考えであると報道されています。総務常任委員長報告によりますと、意見書を提出することは時期尚早との反対討論であったようですが、決まってから提出するのでは意見書になりません。今、やらなかったら、いつやるのですか。今でしょ。

以上、請願に不採択に対する反対討論といたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ありませんか。

9番、西澤正治君。

**9番（西澤正治君）** 総務常任委員長の報告のとおり、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

今も齋藤議員よりるる内容を申されましたが、近年日本の近海、東シナ海、また、空の空域においても外国の横暴な行動は目を見張るものがございます。日本人の生命、財産を守るということは、やはりこれは国の大きな責務でもあります。むやみやたらに自衛権を行使するのではなく、やはりルールを守り、安全・安心な国政は国の繁栄にもつながると思います。降りかかった火の粉は、これは払わなくてはなりません。近隣市町でも不採択でもございます。委員長の報告のとおり、私は賛成といたします。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ありませんか。

11番、池元法子君。

**11番（池元法子君）** 私は請願第13号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書に対し、請願原案に賛成する立場、委員長報告の不採択に反対する立場で討論をいたします。

私は、なぜこの請願を委員会で不採択とされたのか、到底納得のいける理由とは思いません。この内容については、先ほど齋藤議員が詳しく述べられ、私も今議会で一般質問で発言しましたので、それ以上のことは述べませんが、この問題の重要性を理解されていたら、絶対に採択されて当然の請願だと私は考えるからです。また、議長が請願の審議でよく発言される、この請願者は日野町民です。時期尚早だとか、憲法を変えようと言っていないからとかの理由を上げられたようですが、決まったことではなく、まだ国会で審議中だからこそ意見書を上げる意味があるのでしょう。7月1日にも閣議決定がされようとしています。

今月22日、東京の若者たちが内閣府と国会議員を訪問し、政府要請を行いました。若者が首相へ1,067通の手紙を渡し、1つ、憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認を行わない、2つ、日本国憲法を遵守し、内閣総理大臣として憲法にのっとった行動をとる、そのことを申し入れました。安倍首相への手紙にはこのようなことが書かれています。二度と戦争によって血が流れることがないようにして下さい。その場に行くのはあなたではなく、日本の若者です。自衛隊員と交際している女性がいます。人の命を何だと思っているんだと泣いて話してくれました。自衛隊員、日本国民全員の命を危険にさらす集団的自衛権には反対です。憲法を生かして、日本を世界から尊敬される国にして下さい。私は大切な人がたくさんできました。そんな人たちに戦争に行ってもらいたくないし、人を殺してほしくない。若者を守ると安倍首相は言いますが、それが本当なら9条こそ守って下さい。これは1,067通の中の一部ですが、このようなことが書かれているのです。政治離れしていると思われる若者も、自分たちの問題として真剣に考え、行動をしています。

先日21日、22日の朝日新聞の世論調査では、集団的自衛権とはアメリカなど日本と密接な関係にある国が攻撃されたときに、日本が攻撃されるとみなして一緒に戦う権利のことで、集団的自衛権行使に賛成ですか、反対ですかという的をついた質問で、賛成が28パーセント、反対が58パーセントであり、また、内閣の判断で政府の憲法解釈を変えて集団的自衛権を使えるようにしている安倍内閣の進め方に、適切だが17パーセント、適切でないが67パーセントになっているのです。これは赤旗新聞ではありません。朝日新聞の世論調査です。

また、この請願に対し、今月21日現在で意見書や決議を可決している市町村議会が全国、北海道から沖縄まで102自治体あることがわかっています。私たちの滋賀県でも大津市、湖南市、守山市が採択をされています。憲法解釈を変えるというのは憲法9条をないがしろにすることであり、9条の意味がなくなるのです。日野町議

会議員の皆さん、総務常任委員会では残念なことに否決をされましたが、本会議での採決はこれからです。我が日野町の若者を戦争に駆り出すことに反対しようではありませんか。憲法9条を守り、我々の子孫に平和な日野町を引き継いでいこうではありませんか。国の悪いやり方にしっかり物が言える日野町議員でいようではありませんか。この請願の原案に賛成していただくことを心から訴えて、私の討論を終わります。

**議長（杉浦和人君）** ほかに討論ありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議第43号から議第46号まで（日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件）については別に反対討論がありませんので、一括採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案に対する委員長報告は、議第43号から議第46号まで（日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件）については原案可決であります。

各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第43号から議第46号まで（日野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか3件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

続いて、請願第11号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第11号、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書については、委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、請願第12号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第12号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決しました。

続いて、請願第13号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。請願第13号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書について、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 少 数 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立少数であります。よって、請願第13号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める請願書については、不採択と決しました。

日程第2 推薦第1号から日程第4 推薦第3号まで日野町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

各案は議会推薦の農業委員会委員の任期が平成26年7月19日に満了することに伴い、後任の農業委員会委員の3名を推薦するものであります。

お諮りいたします。日程第2 推薦第1号、議会推薦の農業委員として、日野町大字増田123番地、野口幸枝さんを推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議会推薦の農業委員として、日野町大字増田123番地、野口幸枝さんを推薦することに決しました。

お諮りいたします。日程第3 推薦第2号、議会推薦の農業委員として、日野町大字三十坪1176番地1、三添美紀代さんを推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議会推薦の農業委員として、日野町大字三十坪1176番地1の三添美紀代さんを推薦することに決しました。

続いて、地方自治法第117条の規定に基づき、中西佳子君の退席を求めます。

お諮りいたします。日程第4 推薦第3号、議会推薦の農業委員として、日野町大字大窪1133番地、中西佳子君を推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。



んか。

－異議なし－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、議会推薦の農業委員として、日野町大字大窪1133番地、中西佳子君を推薦することに決しました。

中西佳子君の復席を求めます。

日程第5 決議案第2号、「手話言語法」制定を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷・配付のとおりであります。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員長、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** それでは、「手話言語法」制定を求める意見書につきまして、今お手元にごございます意見書案を朗読して、説明とさせていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、日野町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるように強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、意見書の提出先と考えておりますのは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

以上、提出の案といたします。よろしくご賛同の方お願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、「手話言語法」制定を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第2号、「手話言語法」制定を求める意見書決議については原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は日野町議会議長名において、政府関係機関宛てに送付をいたします。

日程第6 決議案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷・配付のとおりであります。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員長、7番、高橋 渉君。

**7番（高橋 渉君）** ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきまして、お手元にご覧いただきます意見書案に基づいて、説明をさせていただきます。

わが国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるという

ことは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、日野町議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいというふうに思います。

なお、提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣といたしたいというふうに思います。

以上、説明終わります。ご賛同よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

—な — し—

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、

ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

**議長（杉浦和人君）** ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

起立全員であります。決議案第3号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書決議は日野町議会議長名において、政府関係機関宛に送付いたします。

日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ配付の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣いたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する派遣の場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、派遣については、そのように決定いただきました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第8 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷・配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、学校給食問題検討特別委員会および企業誘致・幹線道路整備特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思いま

すが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

**議長（杉浦和人君）** ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を閉じ、平成26年第3回定例会を閉会いたします。

町長挨拶。

**町長（藤澤直広君）** 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山々の木々も深緑に輝く夏らしい風景が広がってまいりました。議員各位におかれましては、4日の開会日以降、今議会に提案いたしました案件につきまして、慎重審議を賜り、全議案を原案どおり可決いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問や各委員会においてさまざまなご意見やご提言をいただきましたことにつきましては、今後の行政運営の中に生かしていきたいと考えております。

さて、国会では「地域医療・介護総合確保推進法」が成立いたしました。医療や介護サービス提供体制の見直しが柱となり、介護分野では特別養護老人ホームへの入所要件を原則要介護3以上に限定し、要支援の方に対する訪問介護と通所介護は市町村事業へ移管されることとなります。「自治体間でサービスに差が出る」などと、全国的にこうした改正についての懸念の声が広がり、日野町議会でも昨年12月に介護保険制度改革に向けた意見書が決議され、内閣などに提出をされています。今後の動向を注視し、サービスの後退にならないよう努力をしなければならないと考えております。

また、今国会では地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が成立し、教育行政への首長の関与が制度として強まる可能性があります。これについても、日野町議会は3月議会において、地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願を採択され、意見書を内閣などへ提出されてきました。戦前の軍国主義教育の反省から、教育への国や政治の介入は抑制的でなければなりません。子どもたちが健やかに育つ環境をつくるために努力をしなければならないと考えております。

また、集団的自衛権の行使については、政府与党は閣議決定を目指すと、こう報道をされているところであります。集団的自衛権は、日本が攻撃されなくても他国とともに戦闘に参加する行為であります。憲法9条のもとでこれまで政府は、領土等が攻撃された場合については個別的自衛権の範疇で対応が可能、しかし集団的自衛権の行使は認められない、こうした解釈をしてきたところでございます。政府の都合によって、憲法解釈を変更することは立憲主義に反する行為であり、近代国家にあっては考えられないことであります。憲法尊重・擁護義務を負い、住民の人権保障をするべき立場にある自治体として、多くの国民とともに憲法擁護の声を大き

くしていかなければならないと考えております。

さて、明日は知事選挙の告示日であります。滋賀県民の暮らしの向上、安全・安心と地方自治の発展にとって、重要な選挙であり、議論が広げられ、県民の良識ある審判につながることを期待したいものでございます。

次に、町の主な今後の予定などがございますが、県内6町で取り組んでおります電算システムの共同利用、いわゆる自治体クラウドでございますが、プロポーザル方式により、10社に対して提案を依頼し、6町で組織する事業者選定委員会により、1社の選定を行い、現在、詳細について確認をしているところでございます。確認作業が終了いたしましたら、6町で契約する運びとなります。今後、来月をめどに契約を締結し、平成27年10月の供用開始に向けて、番号制度への対応も含めて進めてまいりたいと考えております。

また、6月27日には日野消防署の新築起工式を行います。地元ならびに地権者の皆様のご協力によって建設できることは大変ありがたいことであります。住民の皆様さんの安全・安心を守る拠点として、しっかりと整備してまいりたいと考えております。

6月29日は日野町消防団ポンプ操法訓練大会を開催いたします。日野町消防団は昨年、県大会で優勝をいたしました。今年も技量とチームワークを高める機会として大会が盛大に開催されると、このように考えております。

7月2日には、ブラジルエンブ市へ交流使節団が出発いたします。国際親善の輪が広がることを期待するものでございます。

さて、いよいよ梅雨本番となり、前線などによる大雨を伴う災害の発生が危惧されます。日ごろの備えはもとより、危険箇所の点検、さらなる「日野め〜る」の普及など庁内上げて心を引き締めて、水防活動等に取り組み、住民、町民の皆様さんが安心して生活できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

梅雨が明けますと暑い日がやってまいります。今年も来る8月2日の土曜日には夏恒例の氏郷まつり「夏の陣」2014の開催が計画されております。また、各地域の団体においてもさまざまな催しが計画されております。議員各位をはじめ、町民の皆様さんの格別のご支援とご協力のもとに、盛大に取り組まれることを祈念するものでございます。

終わりになりましたが、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、議員活動にご精励をいただきますとともに、各方面でご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 去る6月4日から本日まで、諸案件の審議ならびに調査研究に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

ここで、過日全員協議会でも申し上げておりましたように、神聖な議場の場ですので、今後居眠りのないように注意を申し上げておきます。

梅雨期の空が続いております。また梅雨期明けとともに暑さもますます厳しくな  
ってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、議員活動に  
それぞれの立場でご精励されますよう心からお願いを申し上げまして、第3回定例  
会を閉会いたしたいと思っております。

一同起立。礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

**議長（杉浦和人君）** ご苦勞さまでございました。

－ 閉会 11時32分 －

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 高橋 渉

署名議員 平山 敏夫